

# UBC情報



発行：2024年3月1日

No. 285

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

確定申告の期限は3月15日（金）までとなっています。

振替納税をご利用されている方の振替日は以下の通りとなります。

申告所得税	4月23日（火）
個人事業者の消費税	4月30日（火）

### トピックス

### 所得税の確定申告を行う際の注意点等

令和5年分の所得税の確定申告が2月16日から始まりました（石川・富山県以外は3月15日まで）。

#### ◆確定申告を行う際の主な注意点等

◎医療費控除……入院給付金や高額療養費などの補填された金額は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。

◎寄附金控除（ふるさと納税）……確定申告をする場合は、ふるさと納税ワンストップ特例が無効となるため、令和5年中に行った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告します。

◎住宅ローン控除……住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を適用する方は、住宅ローン控除の計算において非課税措置を受けた金額を住宅の購入金額から差し引きます。

◎雑損控除……災害等で資産に損害を受けた場合に適用できますが、生活に通常必要でない資産（貴金属、書画、骨董など）は対象外です。なお、能登半島地震による災害については、雑損控除等を令和5年分の所得税から適用できる特例が設けられます。

◎上場株式等に係る申告……特定口座（源泉徴収あり）でも譲渡損失の繰越控除や複数の口座間で損益通算する場合は、確定申告が必要です。なお、配当所得等について所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することはできなくなりました。

◎満期保険金等を受け取った場合……保険料の負担者が満期保険金等を一時金で受け取った場合は、一時所得となります。

◎給与以外に副収入等がある場合……年末調整をした給与所得者でもネットビジネスなどによる所得が20万円超の場合は確定申告が必要です。

### 令和6年度の協会けんぽ保険料率が決定

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の令和6年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定しました。本年3月分（4月納付分）から適用されますので、確認しておきましょう。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率は、据置きの新潟県を除き改定となり、引上げが24府県、引下げが22都道県です。

また、介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.60%（現行1.82%）に引下げとなります。

#### <山口県の保険料率>

健康保険料

介護保険第2号被保険者に該当しない場合は10.20%（引き上げ）

介護保険第2号被保険者に該当する場合は11.80%（引き上げ）

厚生年金保険料は18・300%（現行通り）



## 給与所得に係る定額減税の実施方法

令和6年度税制改正により、納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円を控除する定額減税が実施される予定です（納税者の合計所得金額が1,805万円超の場合は対象外）。

### ◆給与所得に係る所得税の定額減税

令和6年分の所得税については、「本人3万円」と「同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円」の合計額が控除する定額減税額となります（同一生計配偶者とは納税者と生計を一にする合計所得金額48万円以下の配偶者です）。

給与所得者に対する定額減税の実施方法は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）を対象として、①令和6年6月以後最初に支払う給与等の源泉徴収税額から定額減税額を控除（控除しきれない金額は以後に支払う給与等の源泉徴収税額から順次控除）する「月次減税事務」と、②年末調整の際、その時点の定額減税額に基づき精算を行う「年調減税事務」の2つの事務を行うこととなります。

### ◆給与所得に係る個人住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税については「本人1万円」と「控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円」の合計額を所得割額から控除します（控除対象配偶者とは同一生計配偶者のうち、合計所得金額1千万円以下の納税者の配偶者です）。

給与所得に係る特別徴収については、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、定額減税額を控除した後の年税額を令和6年7月～令和7年5月までの11ヵ月で均して毎月徴収します。

## 経営者保証を不要とする信用保証制度の創設

信用保証付融資の保証料を上乗せすることで経営者保証の提供を不要とする新たな信用保証制度が3月15日から申込開始となり、本制度の活用促進のため3年間に限り軽減措置が実施されます。

要件は、①貸借対照表、損益計算書等を金融機関の求めに応じて提出、②代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当、③直近決算が債務超過ではない、又は直近2期の決算で減価償却前経常利益が連続赤字ではない、などです。

保証料の上乗せは、上記③の要件を両方満たす場合が0.25%、どちらか一方の場合が0.45%となります（令和7年3月まで0.15%、8年3月まで0.10%、9年3月まで0.05%を軽減）。

## 贈与税の申告が必要となる方は

令和5年分の贈与税の申告は2月1日～3月15日までとなります（石川県・富山県は期限延長）。

### ◆贈与税の申告が必要となるケース

令和5年中に個人から現金や不動産、有価証券などの財産の贈与を受けた方で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要となります（扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要な範囲内の財産の贈与などは対象外）。

◎合計110万円超の贈与を受けた場合（暦年課税）……贈与者の人数などに関わらず贈与を受けた財産の合計額が年110万円（基礎控除額）を超える方は申告が必要です。なお、直系尊属（親や祖父母など）からの贈与で、受贈者が贈与の年の1月1日に18歳以上の場合は「特例税率」が適用されます。

◎相続時精算課税を適用する場合……特定の贈与者（原則60歳以上の親・祖父母など）からの贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税（特別控除額2500万円）を適用する方は申告が必要です。なお、本制度を選択した特定贈与者からの贈与は110万円以下でも申告が必要となります（年110万円の基礎控除の創設により、令和6年分以降は申告不要）。

◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……直系尊属からの住宅取得等資金の贈与について一定限度額（省エネ等住宅は1千万円・それ以外は500万円）まで贈与税が非課税となる措置を適用する方は申告が必要です。

◎配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が20年以上である配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、最高2,000万円まで控除できる特例を受ける方は申告が必要です。



発行元 (株)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 285

発行：2024年  
3月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

## 総合福祉

### 資金収支計算書総論 ～資金収支計算書の内容・種類及び様式等～

資金収支計算書は、当該会計年度（4月1日～翌3月31日までの1年間）の資金の動きを表すものです。また、貸借対照表の流動資産と流動負債を基礎とした「一時点（会計年度末日の3月31日）」の支払資金残高を表すものでもあります。そのため、当該会計年度の純資産の増減の内容を表す事業活動計算書や、一時点の全ての資産、負債及び純資産の状態を表す貸借対照表と密接に関係し、多くの数値が整合します。資金収支計算を行うに当たって、人件費支出、水道光熱費支出等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出については、合理的な基準で配分することになりますが、その配分基準は、支出の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用します。

#### ◆資金収支計算書の内容

資金収支計算書は、当該会計年度におけるすべての支払資金の増加および減少の状況を明瞭に表示する計算書類の1つで、会計基準省令において以下のように定められています。

#### 第三章 計算関係書類

#### 第二節 資金収支計算書

#### 第十二条（資金収支計算書の内容）

資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。

#### 第十四条（資金収支計算の方法）

資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。

2 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。

#### ◆資金収支計算書の種類及び様式

資金収支計算書の種類及び様式は、会計基準省令にて以下のように定められています。

#### 第三章 計算書類

#### 第二節 資金収支計算書

#### 第十七条（資金収支計算書の種類及び様式）

法人単位資金収支計算書は、法人全体について表示するものとする。

2 資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3 拠点区分資金収支計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4 第一項から前項までの様式は、第一号第一様式から第四様式までのおりとする。

第一号様式として定められている各資金収支計算書の内容を整理すると裏面上部の図表のとおりとなります。

様式	名称	開示単位	内部取引消去	着眼点
第一号第一様式	法人単位資金収支計算書	大区分	-	予算対比方式で、予算と決算の差異を記載する。
第一号第二様式	資金収支内訳表	大区分	○	事業区分（社会福祉事業、公益事業、収益事業）の資金収支の増減を表示する。
第一号第三様式	事業区分資金収支内訳表	大区分	○	事業区分毎に作成し、当該事業を構成する拠点毎の資金収支の増減を表示する。
第一号第四様式	拠点区分資金収支計算書	小区分	-	拠点区分別の資金収支の増減を表示する。予算対比方式で、予算と決算の差異を記載する欄がある。

(総合福祉研究会)

## 介護

### 2月から介護職員上げ 厚労省が事業者の相談窓口設置

厚生労働省は1月25日、2～5月に介護職員らの賃金を約6000円引き上げる「介護職員処遇改善支援補助金」の実施要綱などを示し、円滑な実施を促している。専用コールセンター（電話050・3733・0222、午前9時～午後6時）も開設し、介護事業者からの相談を受け付けている。

補助金の対象は、介護職員ベースアップ等支援加算を取得し、2、3月分（2023年度中分）から賃上げを行う事業所。事業所の判断で介護職員以外の賃上げもできる。

補助額は各事業所の月の総報酬に、サービスごとの交付率（例＝訪問介護1・2％、特別養護老人ホーム0・9％、通所介護0・7％）を乗じた額となる。補助額の3分の2以上は介護職員らの月額賃金（基本給が毎月決まって支払う手当）の改善に使う。ただし、就業規則（賃金規程）改正が間に合わない場合、2、3月分は一時金による支給を認める。

各事業所は都道府県に対し、処遇改善計画書を作成して申請し、補助期間終了後は実績報告書を提出する必要がある。提出期限は都道府県により異なっている。なお処遇改善については、6月以降、介護報酬改定により従来の三つの処遇改善加算を一本化し、今回の補助額を上回る加算率の上乗せが行われる。

(福祉新聞)

## 介護

### 22年度決算、特養など収益率減 人件費は上昇 (WAM調査)

福祉医療機構（WAM）は12月27日、介護事業所の2022年度決算を分析した経営レポートを公表した。特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、デイサービスのいずれも、収益率が前年度から下がった。特に老健は2・1ポイント減と落ち込み幅が大きかった。

利用率も4サービスとも下がった。従来型特養とユニット型特養93%▽老健（入所）88%▽認知症GH95%▽デイサービス68%だった。認知症GHを除く3サービスは赤字施設の割合も増え、デイサービスは半数が赤字だった。

人件費率をみると、認知症GHとデイサービスが69%と高く、従来型特養66%▽ユニット型特養63%▽老健62%だった。

従事者1人当たりの人件費は、多い順に老健457万円▽従来型特養450万円▽ユニット型特養431万円▽認知症GH390万円▽デイサービス359万円。軒並み前年度から上昇しており、特にユニット型特養は10万9000円も増えた。(福祉新聞)

